

後期高齢者医療保険料の納付回数等について

普通徴収の方

普通徴収の方は、12か月分の保険料を、7月期から3月期までの年9回で、口座振替や納付書により、毎月末日までに納めていただきます。

<1年間(年度)の保険料>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
7月期		8月期		9月期		10月期		11月期		12月期	
1月期			2月期			3月期					

12か月分の保険料を9回払い

特別徴収の方

特別徴収の方は、年金の支給月に、原則として2か月分に相当する保険料を公的年金から天引きします。

<1年間(年度)の保険料>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
4月期		6月期			8月期		10月期			12月期		2月期

原則として、2月分と同じ金額が天引きされます。

7月に決定し、通知した金額を天引きします。